

東大阪市立新喜多中学校区 いじめ防止基本方針

東大阪市立新喜多中学校区

東大阪市立藤戸小学校

東大阪市立西堤小学校

東大阪市立新喜多中学校

東大阪市立新喜多中学校区「学校いじめ防止基本方針」

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 いじめの定義（文部科学省 いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や許可なく画像を使用するなど、嫌なことをされる。
- 等

2 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校区では、「自律」・「共生」・「探究心」～自分に自信が持てる子どもたちに～を校区の教育目標としている。その中で、特にいじめは子ども達の登校する意欲、しいては生きる喜びを奪いかねない重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長・教頭・首席・指導教諭・生徒指導主事・人権教育担当・各学年主任（学年生指）・
養護教諭・担任・スクールカウンセラー 等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上の為の校内研修
- オ 年間計画及び各取組の企画と実施
- カ 年間計画の進捗状況のチェック及び各取組の有効性の検証
- キ 学校いじめ防止基本方針の見直し

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間（未来市民教育）のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が楽しく安心して学校生活をおくることができるように、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめ防止のための措置

(1) 児童生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのため、児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間で設ける。

○各種行事（泊行事・フェスタなど）をととした人間関係づくりの実施。

○年間指導計画に基づいた人権教育・道徳教育の実施。

○児童会生徒会活動の積極的な運営。（挨拶運動等）

(2) 教職員が主体となった活動

(ア) 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりをめざす。

○実態に応じたわかる授業の展開。

○授業でのグループ学習の実施。

○校内授業研や相互授業参観の実施。

(イ) 日常的に児童生徒が教職員に相談しやすい環境をつくることをめざす。

○休み時間、クラブ活動、行事等で、積極的に児童生徒と関わっていく。

(ウ) 教科や学級活動の時間を中心に、道徳教育や情報モラル教育を実施し、人権感覚を育むことをめざす。

○教科や学級活動の時間を中心とした、道徳教育や情報モラル教育の実施。

(エ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。

○授業参観や懇談における話題の提供と話し合い。

(オ) 教職員の資質向上を図る。

○校内研修等を行い不適切な認識や言動等、指導の在り方について学ぶ。

3 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

新喜多中学校区 いじめ防止年間計画				
月	新喜多中学校	藤戸小学校	西堤小学校	教職員
4月	家庭訪問週間 授業参観	家庭訪問週間	児童・保護者への相 談窓口周知	「学校いじめ防止 基本方針」策定
5月	PA研修(校内) 修学旅行		家庭訪問週間	毎月 3校合同会議 (生指・人権・学力)
6月		運動会 遠足	運動会	
7月	いじめ防止キャン ペーン	学校生活アンケー ト実施	学校生活アンケー ト実施 人権学習 保護者懇談 林間学校 人権学習	3、6月 小中連絡会 年間各校8回 小6登校 1,2,5,7,9,11月 不登校対策ブロッ ク会議
	学校生活アンケー ト実施	保護者懇談 林間学校		
	三者懇談			
8月	平和学習	平和学習	平和学習	3校教職員研修 (生指・人権・学力)
9月	授業参観			
10月	運動会 集い 文化活動発表会	集い 遠足	集い 遠足	
11月	中学校区フェスタ 進路懇談	中学校区フェスタ 修学旅行	中学校区フェスタ 子どもまつり 修学旅行	
12月	三者懇談 学校生活アンケー ト実施	保護者懇談 教育相談 学校生活アンケー ト実施	保護者懇談 学校生活アンケー ト実施	
1月		いのちの学習 あそびの広場	人権学習	
2月	職場体験 学校生活アンケー ト実施	学校生活アンケー ト実施	学校生活アンケー ト実施	
3月	学年末懇談 3年生を送る取組	6年卒業遠足 教育相談	6年卒業遠足	

※年間計画は実態に応じて変更する場合があります

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は（各学期の終わり）年3回、検討会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えることや、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、児童生徒からの情報が得られやすいアンケートの様式や方法を検討し、児童生徒の目線に立った内容の調査を採用しなければならない。その後、アンケート結果から組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な個人面談等の対応を徹底する。早期発見するために、アンケートへの協力は不可欠であると考え。相談を躊躇することがないように、未然防止の取組の段階で、児童生徒が主体的に参画させる必要がある。

そして、いじめに対する方策を議論し、実行しようとする意識を育て、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させなければならない。

また、教職員は積極的に児童生徒とのかかわり、その中で児童生徒から出される信号を感じ取る鋭い感性、洞察力、行動力が求められる。

2 いじめ早期発見のための措置

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、すべての児童生徒を対象に定期的なアンケート等を行う。(年3回以上)

(2) いじめ相談体制の確立

スクールカウンセラーの活用を児童生徒や保護者に向けて周知をする。

(3) 教職員の共通認識

全教員が共通認識をすることで児童生徒からのサインを見逃さない体制をつくる。

(4) 関係機関との連携

スクールソーシャルワーカー、教育センター等を児童生徒及び保護者が活用できるよう、積極的に周知する。また、所轄警察署やスクールロイヤー（弁護士）へ相談し、連携を取りながら対応していかなければならない場合も想定しておく。

第4章 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し、指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じるといった、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励まし、教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、現象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

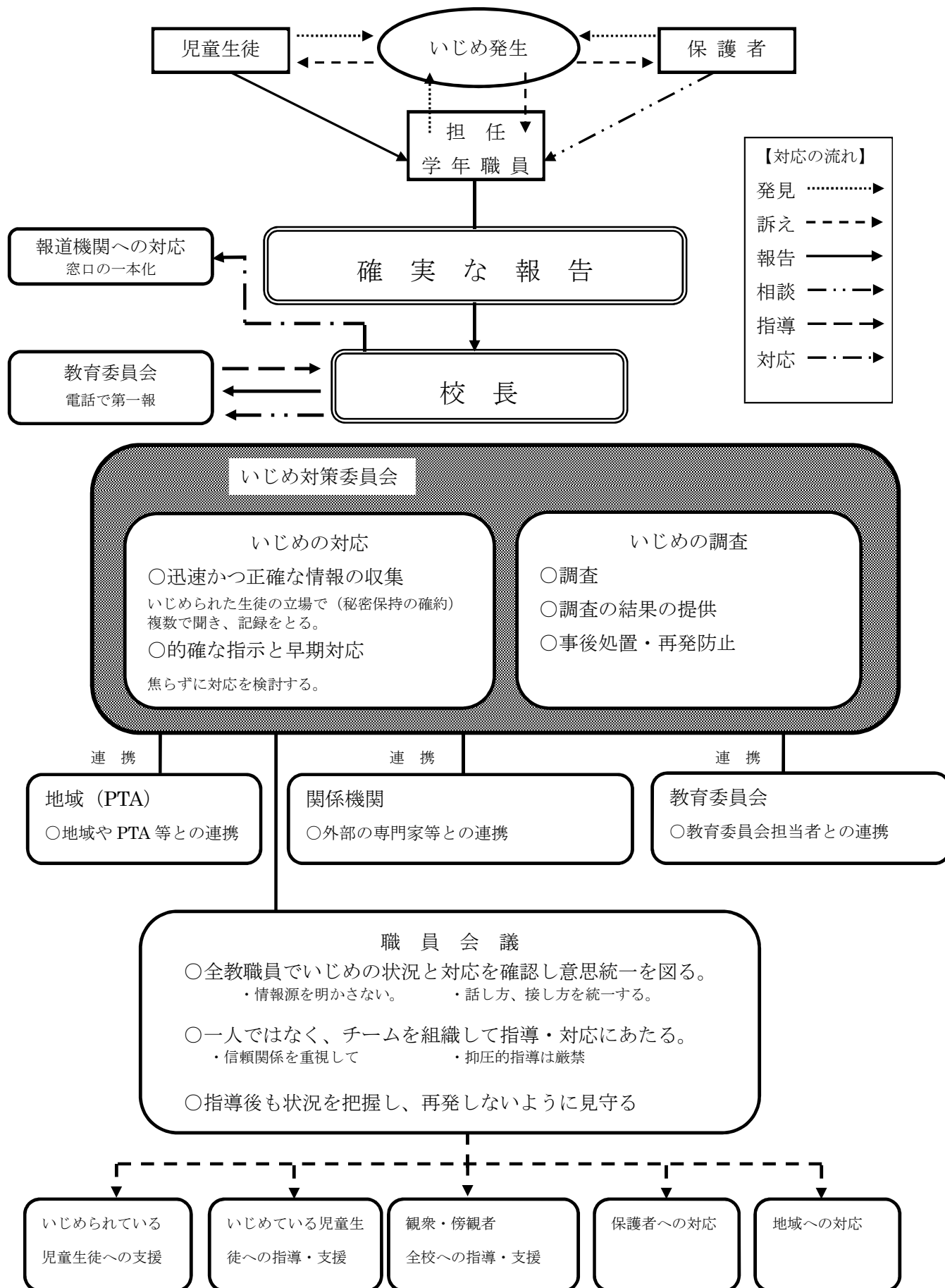
2 いじめに対する措置

いじめに対する措置として、いじめ防止対策推進法 第二十三条を踏まえ、本校区におけるいじめを把握した場合の対処の在り方について記載する。これにより、教職員が平素よりいじめへの対処に理解を深め、学校における体制整備を行っていくと同時に、家庭、地域、関係機関に取組の普及活動を推進することで、連携・協働する体制を構築する

- (1) 教職員、保護者及び児童生徒からの相談に応じる者は、本校区への相談・通報またはその他の適切な措置をとるものとする。
- (2) 本校区は前項の規定による相談・通報を受けたとき、いじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) 前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するために、本校区の複数の教職員によって、関係機関（教育委員会、心理、福祉、所轄警察等）の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- (4) 前項の場合において必要があると認めるときは、教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 本校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者に対し、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署又は関係機関と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署等に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

3 いじめ発見・通報を受けたときの具体的な対応

- (1) 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、いじめの行為をすぐに止めさせる。また、児童生徒や保護者からの相談や訴えがあった場合には真摯に複数の教職員で傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の身の安全の確保を最優先とした処置をとる。
- (2) 情報を受けた教職員は一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告し、いじめ対策委員会と協議の上、必要に応じて全教職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- (3) 児童生徒の聞き取りに当たっては、児童生徒が話しやすいように担当する教職員を選任する。
- (4) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、全ての事象を東大阪市教育委員会から依頼される定期的ないじめに関する調査結果により報告し、相談する。また調査報告とは別に、必要に応じてすぐさま情報を東大阪市教育委員会に報告し、連携を図る。



3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除き「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援する。

○落ち着いて教育を受けられる環境を整える。

○スクールカウンセラー等の協力を得る。

○いじめられた児童生徒又はその保護者に学校全体で取り組むことを伝え、安心感を与える。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

○速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を差異が無いように複数の教職員で行う。個別に行うことが望ましい。

○事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

○いじめた児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署や関係機関との適切な連携が必要であり、平素から適切な連携を図るため、情報共有体制を構築しておく必要がある。

○いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

6 ネット上いじめへの対応

ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為にあたる。

(1) ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭内ルールの作成など保護者への啓発を図る。
- 機会をとらえて、情報モラルに関する指導をする。
- インターネット利用に関する職員研修をする。

(2) ネットいじめへの対処

- (ア) ネット上に不適切な書き込み等があった場合、すみやかに状況を確認し、記録を残す。
- (イ) 関係児童生徒から聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。
- (ウ) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

第5章 いじめの解決

1 基本的な考え方

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって判断されるべきである。よって、全ての児童生徒が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

2 いじめが解消している状態（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針）

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが解消している状態に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。